

チッソ株式会社に対する平成7年政治解決一時金貸付の支払猶予について

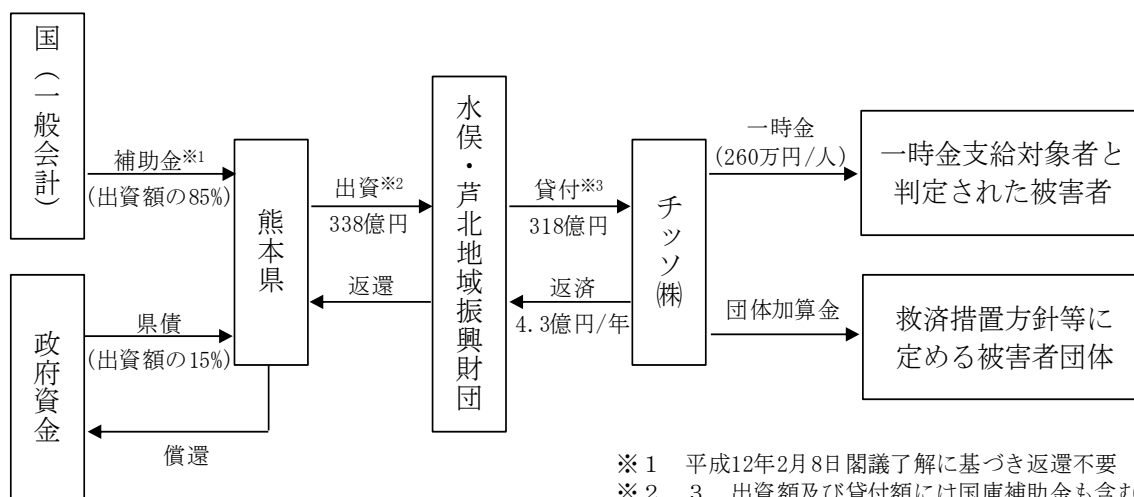
令和6年(2024年)2月27日
環境政策課

1 チッソ(株)の経営状況等

- 令和2年5月、チッソ(株)の事業会社であるJNC(株)単体の令和元年度決算が、平成12年金融支援抜本策における経常利益目標額53億円を下回る額となったことから、国がチッソ(株)に対して業績改善計画の策定を要請。
- チッソ(株)は計画策定にあたり、患者補償を確実に進めていくため、計画期間内(令和3年度～令和6年度)の「平成7年政治解決一時金貸付」*の支払猶予を国及び県に要請した。

*平成7年政治解決一時金貸付

- ・平成7年の水俣病に関する政治解決に基づき、チッソ(株)が支払う一時金の資金を水俣・芦北地域振興財団から貸し付けたもの。
- ・チッソ(株)は財団に、平成29年(2017年)から令和27年(2045年)までに返済する計画(毎年度約4.3億円返済)となっており、チッソ(株)からの全額返済後、財団から熊本県に返還されることとなっている。



- 県は、国から返済猶予について協力要請がなされたこと等を踏まえ、同計画期間内の支払猶予を決定し、令和3年3月の経済環境常任委員会に報告を行った。

【支払猶予の内容】

R3～R6年度：約17.2億円(約4.3億円×4年)

※支払猶予額はR7年度にチッソ返済可能額から返済が行われる予定

- 業績改善計画策定以降、チッソ(株)は着実に計画値を達成してきたが、ウクライナ情勢など国際情勢の変化等の影響もあり、令和5年度以降については、業績改善計画との乖離が生じる見通しとなった。

【業績改善計画(R2～R6年度)と実績額の推移】 (単位：億円)

	R2	R3	R4	R5	R6
計画値(JNC連結 経常利益)	7	24	27	39	55
実績額(JNC連結 経常利益)	39	103	81	見通 10	

業績改善計画策定後、初めて計画を下回る見通し 

- そのため、チッソ(株)から国及び県に対し、計画期間の途中であるが、国際情勢の変化等に適合した計画とするため、計画を改定したいとの申入れがあり、併せて、計画改定にあたって、新たな計画期間である令和7・8年度の「平成7年政治解決一時金貸付」の支払猶予についても支援要請があった。

2 国からの要請等

- 国においては、患者補償等の継続的かつ確実な実施のため、チッソ(株)は業績改善に向けた更なる取り組みが必要な状況にあり、現行の業績改善計画を改定することは妥当との考えのもと、県に対し、返済猶予受入について協力要請がなされた。
- なお、返済猶予にあたっては、不測の事態には、国において「万全の措置」を講ずるとされている。

3 県の対応

- 県としては、国から返済猶予について協力要請がなされたことや、返済猶予に関して、不測の事態には国により「万全の措置」が講じられること等を踏まえ、新たな業績改善計画期間の令和7・8年度に償還期日を迎える「平成7年政治解決一時金貸付」の返済について、平成12年金融支援抜本策に基づく「返済可能な範囲」を超える部分について支払猶予を行う。

【支払猶予の対象】

- ・ R7～R8年度償還分：毎年度 約4.3億円
- ・ R2年度一括猶予分 (R3～R6年度償還分)：約17.2億円 (約4.3億円×4年)
- なお、チッソ(株)からの償還は、水俣・芦北地域振興財団への返済終了後に一括して財団から県に返還されるため、県財政への影響はない。
(今回の猶予は、チッソ(株)と財団の償還契約期間内の支払猶予であるため、償還期限に変更はない。)